

令和7(2025)年度の 保安検査・立入検査について

令和7（2025）年3月



令和7年度の**保安検査**・立入検査について



◆ 保安検査（法第35条）

第一種製造者には、特定施設（特に保安を要するものとして指定された製造施設）が技術上の基準に適合しているかどうか、定期的に保安検査を受けることが義務付けられています。

高圧ガス保安法第35条（保安検査）

第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

ただし、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合はこの限りでない。

※条文を加工したもの

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 令和7年度における保安検査

3月14日付け工第746号通知により、お知らせしたところです。

1 令和7（2025）年度の保安検査について

(1) 基準日

●/●

(2) 検査実施機関（予定）

【栃木県工業振興課】又は【指定保安検査機関等】

(3) 検査予定日

①県受検者

【検査予定日】

②上記以外

【保安検査基準日の前後1月以内】

※②該当者は、検査日が決定し次第、「保安検査受検日報告フォーマット」により、検査予定日をメールにて報告願います（本通知到達前に報告等いただいている場合、再報告は不要です）。
フォーマットは説明会サイトからダウンロードしてください。

※隔年又は3年周期により
R7年度の受検がない場合は
【R7年度受検なし】
※県受検又は指定保安検査機関等での受検がない場合は
【－】

令和7年度の**保安検査**・立入検査について



◆ 令和7年度における保安検査

- 【検査実施機関】及び【検査予定日】は、前回の検査や過去に伺った検査時期の希望などを参考に、県で調整したものです。
- 次の場合は、4月末日まで(4・5月受検者はできる限り早く)に県工業振興課保安担当までご連絡ください。
 - ✓ 検査実施機関を変更したい場合
 - ✓ 県による保安検査の実施日を変更したい場合

検査時期の希望などがあれば、適宜お知らせください。

検査日調整の参考といたします。



令和7年度の**保安検査**・立入検査について



◆ 県による保安検査受検の流れ

① 検査予定日の30日前までに【保安検査申請書】を県に提出

☐ 正本1部、副本1部

☐ 手数料分の【栃木県証紙】又は電子納付(4/1～)

※郵送も可能(書留等)

☐ 切手を貼付した返信用封筒(副本返送用)

② 保安検査を受検

今回の検査項目について事前検査を実施し、その記録を検査当日に用意してください。

保安検査受検時の留意事項は【説明動画：保安検査の概要及び留意事項】を参照ください。

③ 保安検査証交付(後日郵送)

令和7年度の**保安検査**・立入検査について



◆ 指定保安検査機関等による保安検査受検の流れ

- ① 検査日が決定し次第、県に検査日を報告（別添をメール等）
- ② 保安検査を受検
- ③ 【保安検査受検届書】を県に提出
 - ☐ 正本1部、副本1部
 - ※郵送も可能
 - ☐ 切手を貼付した返信用封筒（副本返送用）

指定保安検査機関等から県に提出される【保安検査結果報告書】の内容について、受検者にも確認させていただくことがありますので、その際はご対応のほどよろしくお願いします。



令和7年度の保安検査・立入検査について



別添

【指定保安検査機関・高圧ガス保安協会で保安検査を受検する方のみ提出】

令和____年度の高圧ガス保安法に基づく保安検査実施日について

宛 先	栃木県産業労働観光部工業振興課 保安担当 E-mail : kougyou-hoan@pref.tochigi.lg.jp
1 送信日	年 月 日
2 事業所名	
3 検査機関名	※前回からの変更があれば () 内に○ () 新規 () 県受検から変更 () その他 ()
4 受検予定日	年 月 日

※以下担当者欄は割愛

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 立入検査（法第62条）

都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために必要があると認めるときは、高圧ガスを製造、貯蔵、販売、消費する者及び容器検査所等に対し、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件の検査及び関係者への質問等を行うことができます。

栃木県では、「立入検査実施要領」を定め、第一種製造者（冷凍除く）及び容器検査所への定期的な立入検査を実施し、高圧ガス事故の未然防止等を図ることとしています。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 令和7年度における立入検査

3月14日付け工第746号通知により、お知らせしたところです。

～第一種製造者～

2 令和7（2025）年度の立入検査について

「令和7（2025）年度高圧ガス保安法関係立入検査実施要領」に基づき以下のとおり立入検査を実施しますので、検査対象の方におかれましては、関係書類の準備及び関係職員の立ち会いについて御協力等よろしくお願いします。

(1) 検査予定日

●/● (●) ●●:●●～

(2) 留意事項

- ・ 関係書類の準備等にあたっては、「第一種製造者立入検査調書」及び「立入検査に係る関係資料一覧」を参照願います。
- ・ 実施要領、検査調書及び関係資料一覧は、説明会サイトからダウンロードできます。

※R7年度に立入検査を行わない方には、「R7年度の検査予定なし」と記載しています。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 立入検査の流れ

① 検査日の通知

3月14日付け工第746号通知のとおり

都合がつかない場合は、
日程を再調整しますので、
早めにご連絡ください。



② 立入検査に対応

書類検査及び聞き取り調査のほか、必要に応じて現場確認

③ 立入検査結果の確認

県が検査調書に記載した検査結果を確認

※ 検査調書は、電子メール等での送付又は当日における写しの交付
により、県と事業所で共有します。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 第一種製造者

① 県による保安検査受検者

⇒ 保安検査に併せて立入検査を実施

【検査項目】

- 保安検査が毎年の場合 ⇒ 検査調書の項目Bと重点確認項目
- 保安検査が隔年又は3年の場合 ⇒ 検査調書の項目すべて

② 指定保安検査機関等による保安検査受検者

⇒ 6年ごとに立入検査を実施（検査日は通知による）

【検査項目】 検査調書の項目すべて

◆ 高圧ガス事故が発生した事業所

… 事故の内容や繰り返しの状況に応じて実施

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 第一種製造者の検査項目

【第一種製造者立入検査調書】のとおり

第一種製造者立入検査調書

検査年月日	年 月 日	前回立入日	年 月 日
事業所名		検査職員	
事業所所在地			
設備内容 (ガス種) (稼働時間)			一般 液石 コンビ
検査項目 【A】	保安組織図	現状の保安体制と一致しているか(適・不適)	
	選任状況 【法§27-2他】	選任状況【統括者/代・技術管理者/代・保安係員/代・監督者・取扱主任者・その他】 保安係員は設備・直に応じて選任されているか(適・不適)	
	講習受講 【法§27-2】	保安係員(主任者・推進員)は法定講習を受講しているか(初回3年以内、以降5年毎)(適・不適)	
		保安教育計画は策定されているか(適・不適)	
	保安教育 【法§27】		
	危害予防規程 【法§26】		

調書は県ホームページからダウンロードしてください。
事業所においてあらかじめ記載する必要ありません。



検査項目Aでは、保安体制や保安教育、定期自主検査などについて検査します。

確認します。

検査項目【A】	保安組織図	現状の保安体制と一致しているか(適・不適)	
	選任状況 【法§27-2他】	選任状況【統括者/代・技術管理者/代・保安係員/代・監督者・取扱主任者・その他】 保安係員は設備・直に応じて選任されているか(適・不適)	適・否
	講習受講 【法§27-2】	保安係員(主任者・推進員)は法定講習を受講しているか(初回3年以内、以降5年毎)(適・不適)	適・否
	保安教育 【法§27】	保安教育計画は策定されているか(適・不適) 保安教育の内容は適切か(適・不適) 教育対象者【保安係員・監督者: 回/年 高圧ガス従事者: 回/年 全従業員: 回/年】	適・否
	危害予防規程 【法§26】	危害予防規程の内容及び保管状況は適切か(適・不適) 【直近改定】 年 月 日(届出済・未)【大規模地震対策の追加】済・未	
定期自主検査 【法§35-2】	高圧ガス製造施設(許可施設): 実施・未実施・該当せず うち、独立小規模施設: 実施・未実施・該当せず うち、特定高圧ガス消費施設: 実施・未実施・該当せず		

高圧ガス取扱い等に関する事項を教育してください。

高圧ガス取扱い等
に関する事項を教
育してください。

保安検査対象外の2種規模施設でも、許可に含まれるものは定期自主検査を確認します。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 第一種製造者の検査項目

検査項目Bでは、日常点検や月例点検の実施状況、帳簿などについて検査します。

検査項目【B】	日常点検 【法§8②】 ※移動式除く	日常点検の実施、結果の記録(例示基準49.5)は適切か(適・不適) 【 使用前 ・ 使用后 ・ 運転中1回/日以上 】	適・否
	月例点検 【例示基準】	☐ 警報設備【一般・液石】※回路検査可 ☐ 緊急遮断装置【液石】※作動検査 ☐ 水噴霧装置等【液石】※作動検査	適・否
	充てん記録 【法§60】	高圧ガスを容器に充てんした場合(車両燃料除く)の記録は適切か(適・不適) ※残ガス容器の回収記録 【 容器記号番号 ・ ガス種(※一般のみ) ・ 充てん圧力(気)／充てん質量(液) ・ 充てん年月日 】 保存期間(記載の日から2年間)は適切か(適・不適)	適・否
	容器授受簿 【法§60】	高圧ガス容器を授受した場合の記録は適切か(適・不適) 【 容器記号番号 ・ ガス種(※一般のみ) ・ 充てん圧力(気)／充てん質量(液) ・ 授受先／年月日 】 保存期間(記載の日から2年間)は適切か(適・不適)	適・否
	異常の記録 【法§60】	☐ 過去10年間に異常なし 製造施設に異常があった場合の記録(年月日・措置内容)は適切か(適・不適) 保存期間(記載の日から10年間)は適切か(適・不適)	適・否
	事故届 【法§63】	☐ 事故なし ☐ 事故あり 【事故発生日】 年 月 日 【届出】有 ・ 無(不適) 【事故の内容】 【再発防止策】	適・否

過去に高圧ガス事故があった場合は、再発防止措置の状況等を確認します。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 第一種製造者の検査項目

重点確認項目として、製造の方法や開放検査周期の管理状況、充填所などで販売も行う場合は販売の基準についても検査します。

そのほか、災害対策やリスクマネジメント、スマート保安の取組状況などを確認します。

開放検査の適正な実施について、
【周期の設定】や【腐食性のないガスでの対応】などを確認します。

重点確認項目	製造の方法 【法§8②】 ※移動式除く	☐ 高圧ガスの製造・充填 【安全弁の常時開・貯槽充てん90%・その他】 ☐ バルブの操作 【過大な力を加えない措置】	☐ ガス設備の修理又は清掃 【作業計画・作業責任者・通報体制・その他】 ☐ 容器置場及び充填容器等の基準 【区分(充/残・可燃/毒等)・火気2m・温度管理】
	開放検査 ※指定機関受験	☐ 開放検査周期の管理(適・不適)	☐ 開放検査不要の判断(県方針との整合) 【外観目視検査・ガス成分表・耐圧試験】
	販売の基準 【法§20-5他】 ※販売を行う場合	☐ 周知対象外(ガス種・販売先) ☐ 周知対象(適・不適)※販売契約時、1年以上経過時	☐ 販売の方法 【保安台帳・充てん容器の確認・CNG/LPの基準】
	災害対策・リスクマネジメント	☐ 災害リスクの想定(地震・洪水等)、ハザードマップの確認(浸水想定レベル) ☐ 非常時の措置(設備面・ソフト面の対策) ☐ 通報体制、緊急連絡先 ☐ リスクアセスメント・ヒヤリハット・KY予知訓練等の実施	
	スマート保安	※取組状況の参考聞き取り	

新たな取組等を中心に
状況を伺います。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 令和7年度における立入検査

3月14日付け工第746号通知により、お知らせしたところです。

～容器検査所～

1 令和7（2025）年度の立入検査について

「令和7（2025）年度高圧ガス保安法関係立入検査実施要領」に基づき以下のとおり立入検査を実施しますので、検査対象の方におかれましては、関係書類の準備及び関係職員の立ち会いについて御協力等よろしくお願いします。

(1) 検査予定日

●/● (●) ●● : ●●～

(2) 留意事項

実施要領及び検査調書は、説明会サイトからダウンロードできます。

※R7年度に立入検査を行わない方には、次回予定年度を記載しています。

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 容器検査所

① 更新時検査

… 登録期間を満了する日の年度内に立入検査を実施

② 中間検査

… 登録期間の中間日がある年度内に立入検査を実施
(検査日は通知による)

※いずれも【検査項目】は検査調書の項目すべて

◆ 高圧ガス事故が発生した事業所

… 事故の内容や繰り返しの状況に応じて実施

令和7年度の保安検査・立入検査について



◆ 容器検査所の検査項目

【容器検査所立入検査調書】のとおり

容 器 検 査 所 立 入 検 査 調 書				
事業所名称			検査年月日	
事業所所在地			容器の種類	
当初登録年月日				
登録期間				
			立会者	
検査項目	氏 名	検査主任者の資格		判 定
検査主任者 (保安法第52条 容器則34条)		・容器則第34条1号（大学等）2号（高校等）3号（実務）4号（整備士） 又は ・製造保安責任者（ ）		合 否
検査項目	氏 名			判 定
1 容器再検査の登録				合 否
2 容器表示				合 否

検査項目が多いので説明は割愛

！調書は県ホームページからダウンロードしてください。
 ！検査所においてあらかじめ記載する必要ありません。



ご視聴ありがとうございました。

今後とも「法令の遵守」及び「保安の確保」にご協力をお願いいたします。

～ 各種申請・届出様式は、栃木県HPからダウンロードできます～

The screenshot shows the official website of Tochigi Prefecture. The header includes the prefecture's name in Japanese and English, a search bar, and navigation links for various departments. The main content area is titled '高圧ガス／LPガス' (High Pressure Gas / LP Gas). It features a section for '新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）' (Measures taken in light of the impact of the novel coronavirus (High Pressure Gas Safety Law, Liquefied Petroleum Gas Law)). Below this, there is text explaining the measures and a list of links for further information, including '石油化学コンビナート等の大容量の高圧ガス製造設備について' and '新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について'.

栃木県庁 高圧ガス

検索

【QRコード】

栃木県高圧ガスHPトップ



様式ダウンロード

